

公益財団法人静岡県グリーンバンク定期配布事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人静岡県グリーンバンク花と緑の街並づくり事業実施要綱第3条の規定に基づき、定期配布事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業対象団体)

第2条 この事業により緑化資材の無償配布を受けることができる団体（以下「事業対象団体」という。）は、事業の対象となる箇所（第4条の規定により定期配布事業の対象となる施設等をいう。以下「事業対象箇所」という。）の近隣住民で構成される花の会、町内会、子供会、婦人会、老人会、PTAその他の地域で活動する団体とする。

(事業対象となる播種等)

第3条 この事業の対象となる播種等は、事業対象団体に属する住民の自主的参加により実施される播種等とする。

(事業対象箇所)

第4条 事業対象箇所は、次に掲げる施設及びこれらに準ずる箇所とする。

- (1) 国及び地方公共団体が管理する施設
- (2) 学校教育法第1条の学校
- (3) 社会教育法第2条の社会教育に係る公民館、図書館、博物館その他の施設
- (4) 医療法第1条の2第2項の医療提供施設
- (5) 社会福祉事業法第2条第1項の社会福祉事業に係る施設

2 播種等を行う場所は、事業対象箇所周辺の住民の目に触れる場所であり、かつ、当該播種等について土地の所有者又は土地の利用に関し権利を有する者の承諾を得、及び播種等の後に転用されるおそれのない場所でなければならない。

(配布する緑化資材)

第5条 この事業により配布する緑化資材は、次に掲げるもののうちから理事長があらかじめ定める。

- (1) 種子等
 - ア 草花の種子及び球根
 - イ 緑化木苗木
- (2) その他資材
 - ア 土壌改良材
 - イ 事業表示看板
 - ウ その他この事業により配布を受ける種子等の健全な生育に必要であると認められる資材

(配布の時期等)

第6条 緑化資材は、毎年、8～10月（秋配布）及び1～3月（春配布）により配布する。

(実施通知)

第7条 理事長は、定期配布事業を実施しようとするときは、配布する緑化資材の種類を定め、支店長及び県農林事務所に通知するものとする。

2 支店長は前項の規定による通知を受けたときは、当該支店の管轄区域内の事業対象団体に対し、配布の希望について照会するものとする。

(配布申込み)

第8条 前条第2項の規定による照会があった場合において、配布を希望する事業対象団体の代表者は、様式第1号による配布申込書を支店長に提出するものとする。

2 支店長は、前項の配布申込書を取りまとめ、当該申込みが事業の対象として適当であることを確認した上で、様式第2号による申込総括書に様式第3号による申込総括表その他理事長が別に定める書類を添えて理事長に提出するものとする。

(配布決定)

第9条 理事長は、支店長から提出された申込総括書及び申込総括表の内容を審査し、調整し、並びに事業を実施する団体（以下「事業実施団体」という。）及び配布する数量等を決定し、支店長及び県農林事務所長に対し、当該決定の内容を通知するものとする。この場合において、理事長は、当該配布の条件として、事業実施団体に対し事業表示看板の設置等を義務付けることができる。

2 支店長は、前項の規定による通知を受けたときは、事業実施団体の代表者に対し、様式第4号により配布決定の通知をするものとする。

(受領及び検収)

第10条 緑化資材は、各支店において受領する。

2 支店担当者は、前項の規定により緑化資材を受領したときは、直ちに検収を行い、様式第5号による検収調書をグリーンバンク事務局長に送付するとともに、速やかに事業実施団体に対し緑化資材を配布するものとする。

(完了の報告)

第11条 事業実施団体の代表者は、播種等が完了したときは、速やかに様式第6号による完了報告書を支店長に提出しなければならない。

2 支店長は、前項の報告書の提出があったときは、確認を行い、様式7号による完了報告総括書に様式8号による総括表を添えて理事長に提出するものとする。

(育成管理)

第12条 事業実施団体は、播種等を実施した種子等について適正な育成管理を行わなければならない。

2 支店長は、事業実施団体が前項の育成管理を行うよう指導するものとする。

(県農林事務所の指導)

第13条 支店及び事業実施団体は、播種等及び育成管理について県農林事務所の指導を受けることができる。

附 則

1. この要領は、平成13年4月25日から施行する。
2. この要領は、平成17年4月1日から施行する。
3. この要領は、平成21年4月1日から施行する。
4. この要領は、平成23年4月1日から施行する。
5. この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
6. この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
7. この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
8. この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

9. この要綱は、令和2年4月1日から施工する。